

社会保険労務士とは

社会保険労務士は、労働社会保険諸法令に精通し、労務管理その他労働社会保険に関する指導を行う国家資格者です。私たちは、企業ごとにきめ細かな労務管理のコンサルティングを行い、企業の経営者と労働者の皆様のために円満な関係を構築・維持し、生き生きと働くことができ、生産性が高まる職場づくりのお手伝いをしています。信頼できる身近なアドバイザーとして、お気軽にご相談ください。

特定社会保険労務士とは

特定社会保険労務士は、労働問題の専門家である社会保険労務士が、更にADR（裁判外紛争解決手続）に関する研修を終了し、かつ、国家試験に合格したADRの専門家です。豊富な経験と知識で依頼者（経営者もしくは労働者）の皆様にとってADRの手続きを行い、トラブルを解決します。



◎JR水戸駅北口3番バス停から約15分

お問い合わせ・お申し込みは

茨城県社会保険労務士会
社労士会労働紛争解決センター茨城
TEL 029-226-3296

〒310-0815 茨城県水戸市本町3-20-8 本町壱番館ビル2F